

美術の窓 (139)

1804年のお触書の影響 その一

大和文華館館長 浅野秀剛

この原稿を書いているのは、2016年であるが、明けて2017年になると、5月に大英博物館で、10月にあべのハルカス美術館で北斎展が開催される。だから今は、その準備に大わらわといった状態である。その関連のワークショップで、北斎についての二つの小さな研究発表をした。そのなかで、文化元年5月17日(1804年6月24日)に、江戸の町人に当てたお触書の取り上げた。そのお触書には複数の項目があるが、特に注目したのは次の一項である。「粉色摺致し候絵本草紙等、近来多々相見え不埒に候、已来絵本双紙等は墨斗にて致板行粉色を加へ候儀無用に候」(『類集撰要』)。今の言葉に直すと、「彩色摺にした絵本や草双紙(黄表紙などの絵入り小説)が近年多く刊行されているが、とんでもないことである。今後は絵本や草双紙は墨摺りだけとし、彩色を加えてはならない。」となる。つまり、絵本や草双紙は墨摺りのものしか刊行してはならないというものである。

その影響は絶大で、そのお触書以降、文化10年までのおよそ10年間、彩色摺の絵本類は刊行されていない。この種の禁令が10年も厳格に守られるのは珍しいので、なにかあるとは思っていたのであるが、最近、ふとあることに気づいた。それは、そのお触書と同時に出された次の一項の為だったのである。それは「菘

枚絵草双紙類、天正之頃以来之武者等之名前を顕し画候義は勿論、紋所合印名前等紛敷認候義も決して致間敷候」(『類集撰要』)、今の言葉に直すと、「浮世絵や草双紙に、天正(1573~92)期より後の武者について、名入りで描くのはもちろん、紋などで暗示することなど、決してしてはいけない」というものである。天正期は、織田信長が天下人になりつつある時代であり、要するに織田信長・豊臣秀吉と同時代以降の武家についてのことを描いてはいけないということになる。このお触れ出される前日(5月16日)、江戸町奉行は、喜多川歌麿などを、豊臣秀吉を主人公とした太閤記関連の浮世絵を描いた罪で処罰した(手鎖、一説に入牢)。その処罰が威力を発揮して、同時に出たお触れも守られることになったようだ。気づけば何のことはないが、私は随分時間がかかったことになる。

1804年5月の彩色摺絵本禁止令と密接に関連すると考えられる北斎の作品に『絵本隅田川兩岸一覽』3冊(図1)がある。これは狂歌入りの絵本で、江戸の有力版元・鶴屋喜右衛門から出されたものであるが、初版と思われるものに、何故か刊記(本の最後に入れる、刊行年や版元名などを記したもの)がないのである。序文を読むと、北斎が描き、鶴屋喜右衛門が版元であることは分かるが、序文の書かれた

年代は記されていない。つまり、刊行年を秘匿しているのである。そこで、『絵本隅田川兩岸一覽』が北斎の絵本の代表作であることもあり、戦前から制昨年・刊行年の検討が重ねられ、北斎の絵の様式などから、享和(1801~04)から文化初め頃とされてきた。ところが最近になって、版下絵(絵師、つまり北斎が、彫師に渡すために作成する墨一色の清書した絵)が作られたのは文化初め頃かもしれないが、絵本に載る狂歌師の顔ぶれや狂歌の内容、現存する版木の状態、袋の署名を根拠に、本として刊行されたのは文化13年頃という有力な説が提示された。その詳細な根拠は残念ながら割愛させていただくが、つまり、絵の大半が出来、出版するばかりになっていたものを、鶴屋は10年以上刊行しなかった可能性が大きくなったのである。鶴屋が何故そのようなことをしたのかについては、1804年のお触書の影響以外に考えられない。お触書のせいでも自重せざるをえなくなったのである。

また、やはり北斎画の代表的絵本に『北斎写真画譜』(図2)があるが、この絵本の刊年も研究者の間で議論されてきた。『北斎写真画譜』の早い摺りには、平由豆流(国学者、岸本由豆流1788~1846)の序文1丁と図が15図だけのものと、その後刊記が1丁付いているものの二種ある。序文の末は「文化と

せあまりひとせやよひついたちの日(文化11年3月1日) 平由豆流」とあり、刊記は「文政二己卯年 東都書林 通油町 鶴屋喜右衛門」となっている。文政2年は文化11年の5年後なので、文化11年に岸本由豆流が私家版として刊行したものの版木を鶴屋喜右衛門が買い取り、文政2年したという説が有力であった。しかし、江戸の書物問屋の記録に、文化10年12月24日に出版が許可された『北斎画譜』という作品があり、それが『北斎写真画譜』に相当すると考えられることから、私家版説は疑問視されて今日に至っている。

そこで、江戸の版元が、禁止されていた彩色本の刊行に動いたのが文化10年末と考えればどうなるであろうか。『北斎写真画譜』の版元は、処罰を恐れて私家版という形で出し様子を見たのではないかと推定される。処罰される可能性が薄くなった時点で、鶴屋は版木を買い取り(あるいは当初から実質的な版元であったか?)、刊記を付けて出したのが文政2年版ということになるであろう。

改めて、江戸の書物問屋の記録を見ると、文化10年12月24日に出版が許可された絵本には、『北斎画譜』の他に、鍛形蕙齋画『草花略画式』(図3)も含まれていることに気づいた。江戸の五つの版元が共同で届けたもので、こちらの本は、刊記に堂々と「文化十年酉十月」と記し、五つの版元の名前も載せている。その序文を見ると、末に「文化とせといふとしのしはすこのふみのあるじのともなる平由豆流しるす(文化10年師走、蕙齋の友の平由豆流が書いた)」となっているではないか。したがって、彩色摺絵本のなし崩しの解禁をくろんだ人々の中に、岸本由豆流がいたと考えられるのである。(次号に続く)

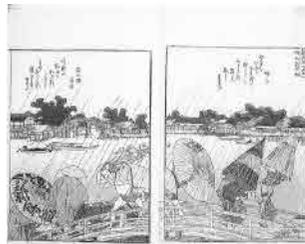


図1 千葉市美術館蔵、
「浮世絵の美」展図録から複写



図2 大英博物館蔵、10月の北斎展に出品



図3 千葉市美術館蔵、
「浮世絵の美」展図録から複写

季刊 美のたより No.197

平成29年 1月 6日

発行 大和文華館